

議 案 書

平成 3 0 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(追 加 提 出 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
44	松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		1
45	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		5

平成30年3月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及び」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームに」に改め、「」を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」に改め、「（第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」を削る。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じな

ければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第4項第6号中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第46条第4項中「相当する第1項第3号」を「相当する同項第3号」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

付則第13項から第15項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成30年3月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「省令第6条の6第2号」及び「省令第6条の10第2号」を「同条第2号」に、「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業」を「放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」に、「同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「身体障害者（障害児を除く。）に対して、1年6月間（^{ひい}頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあつては、3年間）」を「省令第6条の

6第1号に規定する期間」に改める。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して、2年間（長期間入院していた障害者その他これに類する事由のある障害者にあつては、3年間）」を「省令第6条の6第2号に規定する期間」に改める。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第61条中「就労を希望する65歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの」を「省令第6条の9に規定する者」に、「2年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師等法」という。）の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得させることを目的として省令第6条の9に規定する便宜を提供する場合にあつては、3年間又は5年間）」を「省令第6条の8に規定する期間」に改める。

第62条中「あん摩マッサージ指圧師等法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第65条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、就労定着支援等に関し、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。